

社長!!  
今年もよろしく  
お願いします。



平成23年度

6/1水 ~ 7/11月

守られている安心が、働くよろこびを支えています。

# 労働保険 労災保険 雇用保険 の年度更新

平成21年度から、年度更新の手続期間を  
6/1~7/10(今年度は11日)までに変更しています。

○労働保険料等の算定方法は変わりません(4月1日から翌年3月31日までに支払う賃金総額に保険料率を乗じて得た額となります)。  
○年度更新申告書は5月末に送付する予定です。 ○電子申請をぜひご利用ください。

東北地方太平洋沖地震により被災された地域の事業主の皆様には、別途、年度更新の実施方法について、周知いたします。